公　告

諸　事　項

工 場 財 団

神戸市中央区江戸町104番地**尾道造船株式会社**の工場財団に広島県尾道市山波町甲1005番地尾道造船株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月14日　　広島法務局尾道支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告